

○特別徴収開始 1 年目の方(昭和29年 4 月 2 日から昭和30年 4 月 1 日生まれの方)

年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

- ▶前半:年金にかかる年税額の半分の金額を 2 回に分け、6・8 月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。
- ▶後半:残った年税額を 3 回に分け、10・12・2 月に支給される公的年金から特別徴収。

(例) 公的年金所得にかかる年税額が 60,000 円の場合

期別・支給月 納付額・徴収額	普通徴収 (納付書で納付)		特別徴収 (公的年金支給額から天引き)		
	1 期(6 月)	2 期(8 月)	公的年金 10 月支給分	公的年金 12 月支給分	公的年金 2 月支給分
	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	年税額の $\frac{1}{4}$		年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$
	年税額の $\frac{2}{4}$		年税額の $\frac{3}{6}$		
	年税額の $\frac{2}{4}$		年税額の $\frac{3}{6}$		

○特別徴収 2 年目以降の方(昭和29年 4 月 1 日以前生まれの方)

年 6 回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の 3 回は仮特別徴収税額の徴収となります。

- ▶前半:前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を3回に分け、4, 6, 8 月に支給される公的年金から特別徴収。
- ▶後半:本年度分の年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を 3 回に分け、10・12・2 月に支給される公的年金から特別徴収。

(例) 公的年金所得にかかる年税額が 63,000 円の場合

年金支給月 徴収額	特別徴収 (仮特別徴収税額)			特別徴収 (年税額から仮特別徴収税額を引いた額)		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
	10,000 円	10,000 円	10,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円
	前年度の年税額の半分の額を 3 回で徴収 ※前年度の年税額が60,000円の場合			年税額 - 仮特別徴収税額 = 10 月以降の徴収額 63,000円 - 30,000円 = 33,000円 ⇒ 3 回で徴収		